

伊那市体育施設条例（平成 18 年伊那市条例第 193 号。以下「条例」という。）第 9 条の規定により、使用料の減免に関する基準を次のように定める。

平成 24 年 4 月 1 日

伊那市長 白鳥 孝

伊那市体育施設使用料減免に関する基準

（基準）

第1条 条例第 9 条に規定する特に必要があると認めるときは、次の表の左欄に掲げるものに使用する場合とし、それぞれ同表の右欄に定めるところにより使用料を減額し、又は免除することができる。

区 分	使用料
1 伊那市又は伊那市教育委員会が主催するもの	免除
2 伊那市又は伊那市教育委員会が共催するもの	免除
3 市内の小学校又は中学校が学校管理下で行うもの	免除
4 市内の小学校又は中学校が学校管理下で行う市内校のみで行う部活動	付 属 設 備 使 用 料 を 除 く 使 用 料 を 免 除
5 市内の小学校又は中学校が学校管理下で行う市外校を含む部活動	附 属 設 備 の 使 用 料 を 除 く 使 用 料 の 4 分 の 1 の 額
6 長野県中学校体育連盟が主催する大会	免除
7 国民スポーツ大会県予選会（地区予選会を含む）	免除
8 身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）第 1 5 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者並びに必要と認められる引率者及び介護人	免除
9 療育手帳交付要綱（昭和 5 0 年長野県告示第 1 9 2 号）の規定に基づき療育手帳の交付を受けている者並びに必要と認められる引率者及び介護人	免除
10 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）第 4 5 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者並びに必要と認められる引率者及び介護人。	免除

11 児童福祉施設、身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設の児童及び入所者並びに必要と認められる引率者及び介護人	免除
12 伊那市スポーツ協会の加盟団体が行う大会等	附 属 設 備 の 使 用 料 を 除 く 使 用 料 の 2 分 の 1 の 額
13 長野県高等学校体育連盟の加盟団体が主催する大会	附 属 設 備 の 使 用 料 を 除 く 使 用 料 の 2 分 の 1 の 額
14 長野県高等学校野球連盟が主催する大会	附 属 設 備 の 使 用 料 を 除 く 使 用 料 の 2 分 の 1 の 額
15 市内高等学校が学校管理下で行う行事	附 属 設 備 の 使 用 料 を 除 く 使 用 料 の 2 分 の 1 の 額
16 その他特に市長が必要と認める場合	その都度市長が必要と認める額